

【参考資料】

2020年12月7日

東京電力ホールディングス(株)

Jヴィレッジ等原状回復工事等に係る工事の除染電離則の適用判断（富岡労働基準監督署への報告概要）

：原状回復工事範囲

| 工事名 | ① | | ② | | ③ | ④ | ⑤ | |
|---------------------|------------------------------|---|---|----------------------------|---|--|---|-----------------------------------|
| | 駐車場清掃業務 | | ピッチ・スタジアム復旧工事 | | Jヴィレッジ復旧工事のうち 建物工事 | 榎葉町多目的駐車場 土壌撤去 (東電直営) ※2020年11月20日 是正勧告受領 | 榎葉町多目的駐車場 周辺環境整備 | |
| 1. 工事期間 | 2016年2月～3月 | | 2016年4月～2018年6月 | | 2016年10月～11月 | 2016年6月～2018年4月 | 2019年12月3日 | 2019年12月～2020年1月 |
| 2. 業務の目的 | 環境整備工事 | | 原状回復工事 | | 原状回復工事 | 原状回復工事 | 線量低減作業 | 線量低減作業 環境整備工事 |
| 3. 主な業務の内容 | 吸引式高圧洗浄機によるアスファルト洗浄 | | 駐車場として使用していたピッチに敷かれていた鉄板、砕石及びアスファルトの撤去。その後、芝の張替え（人工芝含む） | | 防球ネットの張替え | センター棟、ホテル棟などの建物リフォーム、屋上防水工事 | 土壌撤去 | 土壌撤去、除草・草刈、掘削・埋め戻し、側溝清掃、天地返し、砕石敷き |
| 4. 当時の除染電離則適用への当社判断 | 除染等業務 (第2条第7項) | 土壌等の除染等の業務 (第2条第7項第1号) | × | × | × | × | × | × |
| | | 特定汚染土壌等取扱業務（※1） (第2条第7項第3号) | × | × | ○ | × | ○ | ○ |
| | 特定線量下業務 (第2条第8項) | | × | × | × | × | × | × |
| | 当時の当社判断 | | 適用外 | 適用外 | 第7項第3号を適用 | 適用外 | 第7項第3号を適用 | 第7項第3号を適用 |
| 5. 指導票への対応 | | 指導票の内容（※2）から「土壌等の除染等の業務」として判断する余地があった。 (作業内容がアスファルト高圧洗浄) | 指導票の内容を踏まえても、事故後に持ち込んだ砕石やアスファルトなどを撤去する営業基盤復旧のための土木作業であり、「土壌等の除染等の業務」には該当しないと判断した。 | 「特定汚染土壌等取扱業務」に該当するとして実施した。 | 環境省除染後の工事であり、「土壌等の除染等の業務」に該当しないと判断した。屋上防水工事中に発生した「汚泥」の扱いについては「特定汚染土壌等取扱業務」に該当した可能性があった。 | 汚染土の撤去であり、是正勧告の通り、「土壌等の除染等の業務」と判断した。 | 当時は「特定汚染土壌等取扱業務」と判断したが、 指導票の内容（※2）から「土壌等の除染等の業務」として判断した。 (作業内容が汚染土の撤去) | |
| | 現時点での除染電離則適用に関する当社見解／実際の遵守状況 | | 第7項第1号に該当／実施 | 適用外 | 第7項第3号に該当／実施 | 適用外 (屋上防水工事については、第7項第3号に該当した可能性はあるが、特別教育を行った作業員が従事) | 第7項第1号に該当／実施 | 第7項第1号に該当／実施 |

（※1）第7項第3号の特定汚染土壌等取扱業務の前提となる土壌等を取り扱う業務には、生活基盤の復旧等の作業での土木関連の作業が含まれる。（除染電離則第2条解説から抜粋）

（※2）除染電離則の『土壌等の除染等の業務』（第2条第7項第1号）への該当有無の判断にあたっては、除染特措法第28条の特別地域内除染実施計画又は第36条の除染実施計画に含まれるか否かは問われない旨を指導票にて指導。